



就 労 継 続 支 援

B

型

事

業

所

に通所しながら

短

時

間

雇

用

プ

ロ

ジ

エ

ク

ト

を利用できるようになりました！

短時間雇用プロジェクトとは

障害がある方の中には、心身のコンディションから長時間の勤務は難しくても、短時間であれば働ける方が多くいらっしゃいます。

そこで、川崎市は、法定雇用率の対象にならない「短時間の雇用・就労」の実現に向けた取組を2016年より自治体として初めて開始しました。

本プロジェクトは、こうした方の就労の機会を作り出し、多様な働き方、雇い方を、御本人を含めてさまざまな主体と協力し、新たなモデルとして創り出すことを目的としたものです。

お問い合わせはこちら

川崎市 健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

電 話 : 044-200-2456

ファクス : 044-200-3932

e-mail : 40syusien@city.kawasaki.jp

ご利用についてのQ&A

Q1 どのようにしたら利用できますか？

A1 併用利用までの手順については以下の通りです

- ① 短時間雇用を希望する利用者がある事業所は企業応援センターかわさきに登録をする。
- ② 短時間雇用を希望する利用者については、定着支援のため地域就労援助センターに登録をする。
- ③ 企業応援センターかわさきから送付される求人票に応募をするときは、地域就労援助センターを通じて行うものとする。
- ④ 川崎市の協議において併用が承認され、雇用契約が成立した利用者については、支給決定を受けている各区役所に対して支給量の変更申請を行い、就労継続支援B型の利用を継続する。

Q2 どのような方が対象になりますか？

A2 以下の条件にすべて当てはまる方が対象になります

- ① 雇用契約成立前から就労継続支援B型事業所を利用していること。
- ② 利用する就労継続支援B型事業所が企業応援センターかわさきに登録をしていること。
- ③ 企業応援センターかわさきの求人に応募していること。
- ④ 週20時間未満の雇用契約であること。
- ⑤ 就労時間外において、就労継続支援B型事業所の支援が必要と認められること。

Q3 併用の対象にならないケースはありますか？

A3 以下の場合は併用の対象になりません

- ① 利用中の障害福祉サービス事業所と同一法人に就職した場合
- ② 就労中の者が、新たに就労継続支援B型を利用する場合

ご利用にあたっての注意事項

- 就労日と就労継続支援B型の同日利用は認められません。
- 就労継続支援B型の継続利用にあたり、支給量等の変更が生じる場合はサービス利用計画等の変更が必要になります。
- 就労継続支援B型を利用する場合、就労定着支援の併用は認められません。